

高 速 横 浜 環 状 北 西 線
工 事 監 督 支 援 業 務 特 記 仕 様 書

平 成 27 年 8 月

横 浜 市 道 路 局 横 浜 環 状 北 西 線 建 設 課

(適用)

- 第 1 条 この仕様書は、横浜市道路局横浜環状北西線建設課が施行する高速横浜環状北西線建設土木工事の請負工事に係る工事監督支援業務の委託（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、別紙の委託業務仕様書に示す各仕様書によるほか、本特記仕様書によるものとする。なお、各仕様書等の適用に疑義を生じた場合は委託監督員と協議し、その指示によることとする。
- 3 土木設計業務共通仕様書の第 2 条第 3 項及び第 7 項、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 15 条、第 35 条は本業務に適用しない。

(業務目的)

- 第 2 条 本業務は、道路局横浜環状北西線建設部横浜環状北西線建設課における高速横浜環状北西線に関する工事实施の監督補助を行うものであり、工事監督員を支援し、当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る事を目的とした業務である。

(用語の定義)

- 第 3 条 この特記仕様書に使用する用語の定義は、土木設計共通仕様書第 2 条（第 3 項及び第 7 項を除く）によるほか、次の各項に定めるところによる。
- 1 「委託監督員」とは、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第 2 条第 1 項(4)の規定による監督員のことをいう。また、総括委託監督員、主任委託監督員及び担当委託監督員を総称していい、同規程第 3 条の規定に基づき一般的職務等を行う。
なお、本業務の履行にあたっては、土木設計業務共通仕様書の「監督員」を「委託監督員」に読み替えるものとする。
- 2 「工事監督員」とは、横浜市請負工事監督事務取扱規程第 2 条第 1 項(4)の規定による監督員のことをいい、総括工事監督員、主任工事監督員及び担当工事監督員を総称していう。
- 3 「現場技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、受託者が定めたものをいう。
- 4 「請負人」とは、高速横浜環状北西線建設工事を請け負っている者をいう。

(準拠図書)

- 第 4 条 受託者は、この仕様書のほか、委託者が定めた諸規定を十分理解し、本業務を公平かつ厳正に責任をもって実施しなければならない。

諸規定の主なものは、次のとおりである。

- (1) 工事請負契約書及び設計図書
- (2) 横浜市土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準
- (3) 横浜市請負工事監督事務取扱規程
- (4) 官公署及び関係会社との協定及び許可条件等
- (5) 首都高速道路株式会社土木工事共通仕様書及び出来形管理基準
- (6) その他関連規定、請負約款関係書類

(業務内容)

- 第 5 条 本業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 工事の設計図書に基づく請負人に対する「指示・協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、提出するものとする。
 - (2) 請負人から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照査、確認等を行い、報告するものとする。
 - (3) 次の各号に掲げる項目がある場合は、「現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、提出するものとする。
 - ア) 設計図書が現場条件と一致しないこと。
 - イ) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ウ) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - カ) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。
 - (4) 工事の設計変更若しくは工事監督員等への報告事項に「必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、提出するものとする。
 - (5) その他定型的な業務
 - (6) その他上記各事項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては工事監督員等の指示により、情報の収集等を行うものとする。
- 2 前項の実施方法等については、別に定める「工事監督支援業務処理基準」によるものとする。ただし、委託監督員の承諾を得て実施方法の一部を変更又は省略することができる。

(管理技術者)

- 第 6 条 受託者は、設計・測量等委託契約約款第 10 条の規定に基づき管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、業務の遂行に当たり、以下のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）
 - ・土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者
 - ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（注1）（技術士部門と同様の部門に限る）
 - ・道路関係の技術的行政経験を 20 年以上有する者（注2）
 - 3 受託者は、原則として入札参加意向申出書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの委託者の承諾を得なければならない。
 - 4 委託監督員が指示する関連のある業務の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
 - 5 管理技術者は、現場技術者を兼ねることはできない。
 - 6 管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

7 受託者は、前項に規定する「直接的雇用関係」が証明できる資料（様式任意）を、契約締結後速やかに、委託監督員に提出しなければならない。

（現場技術者）

第 7 条 受託者は、本業務の実施にあたり、作業量に見合った適正な現場技術者を配置し、別に定める様式「現場技術者等選定通知書」により委託者に通知するものとする。

2 受託者は、現場技術者の人員を増減する場合は、委託者に通知するものとする。

3 現場技術者は、業務の遂行に当たり、以下のいずれかの資格保有者でなければならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（注1）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・建設業法第26条に規定する土木工事業における主任技術者
- ・平成22年度以降に横浜市が発注した土木工事における現場代理人の経験を有する者
- ・道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者（注2）

（代表現場技術者）

第 8 条 現場技術者のうち1名を代表現場技術者とし、現場における本業務の遂行を統括する。

2 代表現場技術者は、前条の現場技術者に必要な資格に加え、平成22年度以降に（国、都道府県、政令市、高速道路会社等）が発注した土木工事に関する発注者支援業務に一年以上従事した経験があるものとする。

3 受託者は、原則として入札参加意向申出書に記載した予定代表現場技術者を代表現場技術者に定めなければならない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの委託者の承諾を得なければならない。

（適切な技術者の配置）

第 9 条 管理技術者及び現場技術者を定めるときは、本業務の対象となる工事の請負人と、資本・人事面において関係があるものを置いてはならない。

2 委託監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。

（1）技術者の経歴・職歴

（2）資本・人事面に置いて関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等の）の名称及び受託者とその企業との関係に関する事項

（業務計画書）

第 10 条 受託者は、土木設計業務共通仕様書第11条に基づき業務計画書を作成し、委託監督員に提出しなければならない。

2 実施方針には、本業務の実施体制として現場技術者の配置計画等を記載するものとする。

3 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度委託監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(業務場所)

第 11 条 本業務の実施場所は次のとおり想定している。なおこれによりがたい場合は、委託監督員と協議するものとする。

○横浜市道路局横浜環状北西線建設課（現場事務所）

実施場所：横浜市都筑区茅ヶ崎東4-5-13

また、本業務の対象となる工事の業務場所については現場説明書による。

(委託者所有施設等の使用及び光熱水料)

第 12 条 本業務の履行にあたり、実施場所において使用する委託者所有施設の使用料、及び同場所で使用する光熱水料は原則受託者の負担とする。ただし、その負担については、設計図書に項目として使用料を考慮して計上しない場合は受託者負担としないものとする。

(事務用品等)

第 13 条 実施場所において、委託者所有の備品（反復使用に耐えうる事務用品）のうち委託者が当面の間使用しないものについては、委託者、受託者協議のうえ、受託者が使用できるものとする。その他の事務用品（備品以外の消耗品等）については、設計図書に事務用品等として計上されるものを除き、受託者の負担で用意するものとする。

なお、本業務において設計図書に計上される事務用品等は次のものとする。

・パソコン（標準的な仕様）

（ハード）ノートPC、マウス、テンキー

（ソフト）OS（Windows 7 相当）

総合ソフト（Microsoft Office Home & Business 2007 相当）

ウイルスチェックソフト（ウイルスバスター ビジネスセキュリティ 相当）

PDF変換ソフト（Adobe Acrobat standard）

CADソフト（AutoCAD LT 2013 相当）

・レーザープリンター（A3カラー）

・事務用デスク片袖

・事務用椅子肘無

・業務に必要な自動車

*業務使用のOS及びソフトウェアについては、委託監督員の同意を得るものとする。

(打合せ)

第 14 条 管理技術者は、工事現場の状況等を把握した上で、次の事項について毎月2回、委託監督員と打合せを行うものとする。なお、業務着手時、業務完了時の打合せも兼ねて実施するものとする。打合せ場所は第11条に示す実施場所とする。

(1) 業務内容

(2) 業務の履行状況の確認

(3) 業務の実施計画

(4) その他、業務実施上必要となる事項

(業務処理結果報告)

第 15 条 受託者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告書を作成し、委託監督員に提出するものとする。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要な事項

2 前項の報告書の提出時期は、1週間に1回とする。ただし、異例な事項については、その都度とする。

(業務時間等)

第 16 条 受託者の業務時間及び休日については、業務内容に対応して定めるものとする。

- 2 受託者は、通常の場合の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休憩等について委託監督員に通知するものとする。
- 3 代表現場技術者は、休暇等により1日以上不在になる場合は、あらかじめ委託監督員に通知するものとする。

(業務委託証明書)

第 17 条 受託者は、委託者に業務を行う現場技術者の業務委託証明書発行申請書を提出し、業務委託証明書発行の確認を受け、業務委託証明書及び腕章の交付を受けなければならない。

- 2 現場技術者は、常に業務委託証明書及び腕章を携帯し業務にあたらなければならない。
- 3 受託者は、業務委託完了時に業務委託証明書及び腕章を委託者に返却しなければならない。

(注1) 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいるもの。

(注2) 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として工事発注業務及び工事監督業務に従事したことをいう。

現場技術者等選定通知書

平成 年 月 日

区局長

住所
受託者
氏名

印

次のとおり代表現場技術者及び現場技術者を定めたので通知します。

委託業務名		
代表現場技術者	氏名	
	資格	
	発注者支援 業務の経験	発注者名： 業務名： 従事期間： 業務内容： (テクリス登録番号：)
1 現場技術者	氏名	
	資格	
2 現場技術者	氏名	
	資格	
3 現場技術者	氏名	
	資格	
資格・記載例	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士 技術部門 () 登録番号 () 取得年月日 (年 月 日) ・技術士補 技術部門 () 登録番号 () 取得年月日 (年 月 日) ・一級土木施工管理技士 登録番号 () 取得年月日 (年 月 日) ・RCCM 部門 () 登録番号 () 取得年月日 (年 月 日) ・RCCM と同等の能力 部門 () 合格年月日 (年 月 日) ・主任技術者 従事した業務名 () コリンズ登録番号 () ・現場代理人 従事した業務名 () コリンズ登録番号 () ・道路関係の技術的行政経験 従事機関名 () 役職 () 従事期間 () 主な業務内容 () 注：現場技術者毎に、保有する資格を記入すること。	

注：「設計・測量等委託業務着手届出書」に添付すること。

業務処理結果報告書

提出日 平成 年 月 日

現場技術者名

実施日	実施業務の概要	受託者		備考
		代表技術者	現場技術者	

※ 現場技術者別に作成する。